

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、迅速かつ正確な情報の把握と意思決定により、企業価値、株主価値及び顧客価値を最大化することとしております。平成11年6月に執行役員制度を導入し、取締役会の活性化を図るとともに、平成13年6月に社外取締役1名を選任し、取締役会の透明性の確保と取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に努めてまいりました。また、監査役についても、3名の社外監査役を選任し、監査の充実を図るとともに、監査役制度採用会社として、取締役の業務執行について監督を徹底できるよう努めております。今後とも、コーポレート・ガバナンスについて真剣に取り組み、ディスクローズの充実を含めたステークホルダーに対するアカウンタビリティの充実など、企業経営の透明性の確保と経営監督機能の強化を推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村株式会社	3,025,600	25.06
豊田通商株式会社	1,000,000	8.28
絲丹株式会社	388,000	3.21
東京海上日動火災保険株式会社	384,000	3.18
木村幸夫	357,000	2.95
木村昭二	342,800	2.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	330,600	2.73
株式会社みずほ銀行	330,000	2.73
三井住友海上火災保険株式会社	286,000	2.36
キムラユニティー社員持株会	268,000	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期

3 月

業種

倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平井鉄郎	他の会社の出身者								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		＜適合項目に関する補足事項＞ ・株式会社プロスチールの社外監査役、豊田スチールセンター株式会社の社外監査役、共和レザー株式会社の社外監査役及びオリエンタル鋼業株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・当社は、平井鉄郎取締役との間で会社	

平井鉄郎	法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。 ＜社外役員の属性情報＞ ・平井鉄郎取締役と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・平井鉄郎取締役が常務執行役員を務める豊田通商株式会社と当社は、平成12年12月に主として海外における物流事業等の展開を目的として業務提携及び平成13年4月に資本提携をしております。 ・平井鉄郎取締役は、株式会社プロステールの社外監査役であります。同社と当社との間には、車両リースの取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概略の記載を省略いたします。 ・なお、平成23年6月から当社の社外取締役を務めております。	＜社外取締役選任理由＞ ・当社と永年に亘り取引関係にあり大株主でもある豊田通商株式会社の常務執行役員であることから、同社との関係強化、経営監視機能の強化に加え、同社で培った経営に対する高い見識を有しており、社外の視点で当社の経営に助言及び指導をいただくためであります。以上の理由から、独立性の有無に関わらず、当社の社外取締役として適任であります。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び監査担当部門による三様監査会の定期的な開催を通じて十分な連携を確保しています。また、各会議体での重要事項は取締役会で報告され、社外取締役を含め、情報の共有化及び連携の強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀口 久	弁護士													
服部正秋	税理士													
小野田誓	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀口 久	○	<適合項目に関する補足事項> ・当社は、堀口 久監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。 <社外役員の属性情報> ・堀口 久監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・堀口 久監査役は、当社が顧問契約しております大場鈴木堀口合同法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間には、顧問契約に基づく取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。 ・なお、平成19年6月から当社の社外監査役を務めております。	<社外監査役選任理由> ・弁護士として、法律面での高度な知識を有しており、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。 <独立役員指定理由> ・堀口 久監査役は、弁護士として、法律面での高度な知識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役を務めていただいております。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
服部正秋	○	<適合項目に関する補足事項> ・エラストック株式会社の社外監査役、鬼頭工業株式会社の社外監査役及び山本機械株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・当社は、服部正秋監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。 <社外役員の属性情報> ・服部正秋監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・なお、平成23年6月から当社の社外監査役を務めております。	<社外監査役選任理由> - 税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。 <独立役員指定理由> ・服部正秋監査役は、税理士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役を務めていただいております。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
		<適合項目に関する補足事項> ・株式会社ミズノの社外取締役、ホシザキ電機株式会社の社外監査役、林塗装工業株式会社の社外監査役、株式会社プライム・システム・リソースの社外監査役、株式会社PSRの社外監査役、イブコーポレーション株式会社の社外監査役、春コーポレーション株式会社の社外監査役、オート株式会社の社外監査役及び中央可鍛工業株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。	

小野田誓	○	・当社は、小野田誓監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。 ＜社外役員の属性情報＞ ・小野田誓監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・小野田誓監査役は、監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）の業務執行に携わっていましたが、昭和62年1月以降、同監査法人の業務執行には携わっていません。同監査法人と当社との間には、監査業務等の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。 ・小野田誓監査役は、ホシザキ電機株式会社（以下「ホシザキ電機」という）の社外監査役であります。同社と当社との間には、物流業務の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。 ・小野田誓監査役は、イブコーポレーション株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には、カー用品の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。 ・なお、平成25年6月から当社の社外監査役を務めております。	＜社外監査役選任理由＞ ・公認会計士及び税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。 ＜独立役員指定理由＞ ・小野田誓監査役は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役を務めていただいております。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬は、世間水準及び経営内容、従業員給与等を勘案して決定し、基礎額に加え、役職又は責務に対する報酬並びに業績及び業務の成果に対する報酬で構成されています。また、業績に応じて賞与を支給しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書と事業報告において、取締役・監査役別に総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

総務担当部門が社外取締役の職務を補助するとともに、監査担当部門が社外監査役の職務を補助することで必要な情報を的確に提供する体制を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

＜現状のガバナンス体制の概要＞

当社は、監査役制度を採用しており、社外取締役は取締役8名中1名、社外監査役は監査役4名中3名を選任しております。社外取締役及び監査役の専従スタッフとして特定の組織を有していませんが、総務担当部門及び監査担当部門がサポートしております。経営上の意思決定、業務執行及び監視としましては、毎月の定例及び臨時の取締役会に加えて、必要に応じて随時情報の交換を行い、効率的な業務執行及び監視を行っております。

また、各事業本部と管理本部の間で効率的な部門間の牽制を行うとともに、子会社を含めて監査担当部門において定期的な内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。内部監査は業務監査と会計監査に大別され、業務監査は業務プロセスの正当性を、会計監査は会計処理、資産の管理及び保全の状況をそれぞれ調査し、監査結果から得られた是正、改善事項を通じ、経営の合理化、能率の増進及び財務情報の信頼性向上に寄与しております。さらに、取締役会に加えて、取締役及び執行役員を加えた全社執行役員会議、事業本部毎に取締役と執行役員及び幹部社員からなる事業本部会議を設け、経営の監督と業務の執行状況についての監視に努めております。また、監査役、会計監査人、監査担当部門による三様監査会を定期的に開催し、各立場より監査状況の情報交換を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性が向上するよう努めております。

なお、弁護士及び税理士と顧問契約を締結し、適切なアドバイスを受けるとともに、会計監査人である監査法人からは、通常の会計監査の中で発

見した諸問題について適宜指摘を受け、改善に取り組んでおります。

また、取締役及び監査役報酬の決定は、世間水準及び経営内容、従業員給与等を勘案して決定しております。取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会の決議により代表取締役に決定を一任しております。また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役全員の同意により監査役会で決定しております。

また、取締役の指名は、取締役会での発言及び担当業務の遂行状況等をもとに各取締役が相互に人格及び能力等を評価し、取締役会としての推薦を行っています。また、監査役の指名は、経営陣から独立した立場において、幅広い経験、専門的知見又は企業経営に携わった経験をもとに、広い視野から経営に貴重な助言及び意見等ができる方の中から総合的に判断しています。

＜現状のガバナンス体制を採用している理由＞

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役は取締役8名中1名、社外監査役は監査役4名中3名で構成されております。経営に対する高い見識を有する社外取締役が当社の業務執行を監視し、また、会計・法務等専門的見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が監査担当部門等と連携して監査を行うことにより、業務の適正は確保されているとの考えから、現在の体制が最適であると判断しております。

＜監査役機能強化に向けた取組み状況＞

当該取組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況」内【監査役関係】及び【社外監査役のサポート体制】に記載しております。

＜社外取締役に係る事項＞

社外取締役を選任することにより、取締役会の透明性の確保と取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に努めております。社外取締役については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況」内【取締役関係】に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

＜現状のガバナンス体制を採用している理由＞

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役は取締役8名中1名、社外監査役は監査役4名中3名で構成されております。経営に対する高い見識を有する社外取締役が当社の業務執行を監視し、また、会計・法務等専門的見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が監査

担当部門等と連携して監査を行うことにより、業務の適正は確保されているとの考えから、現在の体制が最適であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月23日開催の第44回定時株主総会の招集通知を平成27年6月5日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成12年6月の定時株主総会より、集中日を回避して開催しております。株主総会では、プレゼンテーションソフト等を利用して、株主様に分かり易く説明することに配慮し、質問に対しては丁寧に回答することを基本方針としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年に1回の決算説明会等で企業説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、招集通知、決議通知、議決権行使結果、決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、開示資料、会社案内等を掲示しております。 URL: http://www.kimura-unity.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部担当取締役及び経営企画担当部門をIR活動等の株主との対話全般についての窓口とし、総務担当部門、経理担当部門及び各事業本部又は事業部の総括担当部門等が連携しています。	
その他	機関投資家への個別訪問及び個別面談を毎年10回程度実施しております。また、名証IR懇談会の会員企業として、IR担当者等との意見交換等を通じてIR活動のレベルアップを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成15年11月に、「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準(コンプライアンス指針)」を制定し、グループ内での周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	豊田拠点と刈谷拠点でISO14001を取得するとともに環境保全活動の全社拡大を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時、的確かつ適正に情報提供することを基本方針として活動しております。
その他	半期に一度、株主アンケートを実施し、事業報告書の内容、株主還元策、IR活動等への意見吸収、フィードバックを行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムとは、会社としての業務運営が常に適正に行われることを確保するための体制及びプロセスと理解しております。会社内の全ての機関や組織、全ての者が互いに牽制し合い、外部機関からも指導、指摘、助言をいただきながら業務の適正性を確保していくことを基本としております。そのために、コーポレート・ガバナンスの取り組みのほか、企業倫理の確立、リスクマネジメント、コンプライアンス、アカウンタビリティの体制の整備を中心として取り組み、会社としての社会的責任を果たすよう努めております。

(a) 企業倫理の確立とリスクマネジメント

当社は、激変する経営環境の中で、企業（グループ）価値、株主価値及び顧客価値を最大化するためには、取り巻く環境を適時適切に認識し、様々なリスクを適切に管理することが重要であると考えております。また、コンプライアンスを含めた企業の社会的責任を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。当社では、業態の改革、海外を含む新たな拠点の設置、大型の設備投資、他社とのアライアンスなど、経営上重要な意思決定に関するリスクに対して、関係部門でのリスクの分析及び対策の検討を行うとともに、必要に応じて外部の関係機関より助言等

を受けております。特に重要な案件につきましては、全社執行役員会議等の場で十分な審議を行った上で、取締役会で意思決定を行っております。また、品質クレームや職場災害などの事業遂行に関するリスクについては、専任部門及び各部門スタッフが日常におけるリスク管理を行っております。平成15年11月に、「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」を制定し、グループ内での周知徹底を図り、リスク管理体制の整備と維持運営のための活動を支えております。

(b) コンプライアンス

企業のグローバル展開、行政による規制緩和の進展、雇用形態の多様化など、当社を取り巻く環境が著しく変化する中、法令法規の遵守は企業活動を行う上での根幹であると認識しております。「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」を遵守し、定期的に取締役、監査役、幹部社員等を対象とした「コンプライアンス研修」を外部講師を招いて開催して、意思統一とグループ内での法令遵守の周知徹底を図っております。また、インサイダー取引の未然防止を目的として、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を制定し、自己株式を売買する場合、事前に「有価証券売買事前届出書」を総務担当役員宛てに届け出ることとして徹底を図っております。

(c) アカウンタビリティ

株式公開企業として、株主、一般投資家をはじめ、広く一般社会に対しても十分なアカウンタビリティを果たすことが必要と認識しております。管理本部担当取締役及び経営企画担当部門をIR活動等の株主との対話全般についての窓口とし、総務担当部門、経理担当部門及び各事業本部又は事業部の総括担当部門等が連携しています。具体的には、半期に1度、株主への招集通知または株主通信の発送とともに、アンケート調査を実施し、事業報告書の内容、株主還元策、IR活動等への意見吸収、フィードバックを行っております。また、機関投資家やアナリストへの個別訪問や会社説明会、決算説明会の開催等IR活動を通じてアカウンタビリティを果たしております。広く一般社会に対しましては、総務担当部門を広報の担当部門としてIR活動やPR活動に対応しております。具体的には、インターネットにホームページを開設し、会社の基本情報や広告、ディスクロズ資料の掲載等を行っております。また、緊急時には、管理本部担当取締役を中心とした対策本部を設置し、情報収集、広報体制も含めた対応ができるようルールを定めております。

(d) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、社会的秩序や企業の健全な活動に影響を与える個人・団体とは一切関わりを持たず、毅然とした行動をとる旨「キムラユニティーグループ企業倫理綱領」「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」に定め、全ての役職員に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(d) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、社会的秩序や企業の健全な活動に影響を与える個人・団体とは一切関わりを持たず、毅然とした行動をとる旨「キムラユニティーグループ企業倫理綱領」「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」に定め、全ての役職員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

